

者の評価が正しくない場合、適切に検査が行われるまで検査が続き、運転再開できない。定期検査のうち、保安院と基盤機構が見る部分があり、圧力容器などの検査記録の確認や健全性評価の結果は、基盤機構が分担をするが、もちろん国の定期検査という基準には変わりはない。また、基盤機構が定期事業者検査の体制が適切かチェックするが、その時に国が定める健全性評価どおりに行われているかどうかも併せて見る。

なお、健全性評価小委員会

A 国の審議会。事業者の検査・評価結果が適切かは規格という明確なルールがあるのを保安院がチェックできる。小委員会では例えば規格では想定外の新しい事象につい

Q 最終的には、その検査結果の評価の責任は原子力安全・保安院が持つということか。

A そのとおり。保安院は定期検査終了ということで評価・判断しているので責任がある。

Q て諮り、意見・評価をいただくようなことも考えている。

意見 保安院は常に安全神話にのつたような考え方に対しても困る。厳正中立の保安院にメーカーから人が入るのはどういうものか。保安院の構成、性格というものを厳しくしていただきたい。

A 線を引く形になるので、事業者自ら基準以下の軽微な事象も含めた情報の公開と共有化を進めることができると考える。

Q このトラブル時の'93・'97年は報告義務が無かつたのか。

Q 健全性評価は、き裂だけが対象か、変形など他の欠陥は該当しないのか。

A 变形なら修理・補修すべきかは容易に判断できるが、き裂の場合、これが将来どういう影響を及ぼすか直ちに判断できないことがあり、健全性評価を行う。

Q 線を引く形になるので、事業者自ら基準以下の軽微な事象も含めた情報の公開と共有化を進めることができると考える。

Q このトラブル時の'93・'97年は報告義務が無かつたのか。

Q この後、中部電力・浜岡原発で'01年11月に同様な事故が発生、先のトラブルをきちんと報告をしておけば、この事故が防げたのでは。それが公開性、情報の共有化につながり、大事なこと。



Q このトラブル時の'93・'97年は報告義務が無かつたのか。

Q (東電) 現在運用中の法律・通達の内容は、当時と変わっていない。従って、報告義務は無い。